

第3回糸島市土地利用計画審議会審議要領

1 開催方針

国の新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の対象区域に福岡県が加えられ、出勤、催事の制限など緊急事態措置の要請がなされました。

これを踏まえ、令和3年2月8日予定の土地利用計画審議会は、感染予防及び拡大防止の観点から、書面による開催とさせていただきます。

2 書面審議の方法

(1) 同封の下記書類をご確認の上、下記資料⑤「意見書」により、意見の表明をお願いします。

(2) 記入が終わりました意見書については、メール又は同封の封筒により、事務局まで返送をお願いします。**送付期限は2月5日(金)消印**とさせていただきます。

(3) 資料は以下のとおりです。

資料① 第3回土地利用計画審議会審議要領（本資料）

資料② 第2次糸島市国土利用計画案

前審議会からの修正箇所に黄色網掛けしています。

資料③ 庁議、議員全員協議会、パブリックコメントの修正一覧

前審議会から出された意見と対応の一覧です。

資料④ 第2次糸島市国土利用計画策定スケジュール

資料⑤ 意見書（要返送）

意見がない場合もご送付ください。

3 審議結果と今後の予定

(1) 本書面審議による委員の皆様のご意見を踏まえ、計画書修正案を作成します。

(2) 修正した計画案を福岡県に提出し、その意見も踏まえ、庁内で確認します。

(3) 第4回審議会（3月中旬予定）で、計画書最終案の確認・審議をお願いします。

(4) 後日、上記の最終案を会長、副会長から市長へ答申させていただきます。

(5) 答申後、3月末に市長が計画を決定させていただきます（市ホームページ、広報等で公表）。

4 意見書

(1) 記入要領

ご意見がある場合は、「有」に○印を付し、該当の計画書の項目名とページ番号を記入した上で、ご意見の記入をお願いします。

スケジュールや進行方法など計画書案以外の関するご意見の場合は、項目に「その他（ページ空欄）」とご記入の上、ご意見の記入をお願いします。

例1；項目（2－2 地域別の市土利用の基本方向（6）志摩西部地域）
ページ（27）

西部においても、(5)志摩東部地域と同様にコミュニティの維持が困難な地域もあり、文面の中に「地区計画や区域指定など」の具体的な方法を明記すべきである。

例2：

項目（参考資料3 土地利用構想図（令和12年））
ページ（3）

地図内に「(仮)二丈IC」が記載されていないので追加する。

※必要に応じて地図、表等に朱書き修正していただいたものをお送りください。

6 委員報酬等の支払い

費用弁償は、特別職の職員が委員会等に公務のため出席したとき等に支払われる実費（交通費等）の弁償となりますので、恐れ入りますが、書面審議の場合は報酬のみの支払いとなります。

あらかじめ御了承いただきますようお願い申し上げます。